平成２６年（フ）第４６５号
京都市山科区西野山中臣町26番地71　ハイツフォルテ203、前住所京都市山科区西野大鳥井町19番地の16
債務者　坂下　良朗
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目９番３―217号
債務者　林　　真生
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
大阪府藤井寺市国府３丁目８番５号
債務者　窪田　光枝
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟1129号室
債務者　奥田　匡宏
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
大阪府羽曳野市島泉９丁目５番５号、元営業所堺市北区中村町299―３
債務者　ホームワーク松原こと　関本　昭男
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
大阪府松原市三宅中４丁目５番４号
債務者　山﨑　　修
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
堺市南区晴美台１丁29番11―210号
債務者　銭谷小百合
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
熊本市南区薄場１丁目８番53号
債務者　中村　憲仁
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１３号
熊本市西区蓮台寺３丁目７番24号
債務者　坂本　　廣（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３１号
熊本市中央区本山４丁目７番16号　Mステージ１―402号、前住所熊本市南区南高江１丁目19番20号　レオパレス南高江101
債務者　園田　　薫
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
大分県宇佐市院内町山城187番地
債務者　新谷　春香（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
北海道岩見沢市緑町５丁目14番４号
債務者　宮岸　初江（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１１５号
盛岡市中屋敷町４番57号
債務者　上中屋敷稔
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１６号
山形県酒田市錦町１丁目110番地の４
債務者　阿部　　久
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第４０号
長野市大字富竹310番地の４
債務者　海藤　正明
1　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
熊本市北区池田３丁目１番28号　コーラルハイツ101号
債務者　鮫島　康夫（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
山口県周南市城ケ丘４丁目９番27号
債務者　上田　佳子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで　山口地方裁判所周南支部